



新型コロナウイルスの影響を受けている事業主様へ

厚生労働省より令和2年3月3日に

【 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金 】

の発表がありました。

従来の雇用調整助成金は景気変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等をした場合に、その休業手当や賃金の一部を助成するものでしたが、今回この小学校休業等対応助成金は、非正規雇用の方を含めて臨時休業した小学校等に通う子の保護者の方々に対しての助成制度となります。

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（創設）

【 支給要件 】

対象となる子についての世話をを行う必要のある従業員に対し、**労働基準法上の年次有給休暇としてではなく、特別休暇金として賃金を全額支給**した事業主。

【 対象となる子 】

新型コロナウイルスにより臨時休業した小学校等に通う子。

風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子。

【 支給額 】

休暇中に支払った賃金相当額の全額（**日額 8,330 円を上限**）。

【 適用期間 】

令和2年2月27日～令和2年3月31日に取得した休暇。

【 申請方法 】

申請方法等については、現在、検討段階となっております。公表され次第、あらためてご案内いたします。

また、従来の雇用調整助成金を、この影響による売り上げの大幅な減少に見舞われている企業向けに条件緩和した措置である【**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例**】についても記しておきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置

【 対象となる事業主 】

・日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主。

・雇用保険適用事業所

（支給対象労働者：雇用保険被保険者）

《「影響を受ける」事業主の例》

・中国人観光客の宿泊がなくなった旅館等、など。

【 支給要件 】

・最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していること

ほかにもいくつか条件があります。また、事前に必要だった休業等計画届に関しては事後提出が可能となっております。

【 受給できる金額 】

・休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）

対象労働者1人あたり8,335円が上限です。

・大企業・・・1/2、中小企業・・・2/3（限度あり）

・教育訓練を実施した時の加算（額）

1,200円 / 1人・1日当たり

この措置に加え追加でさらに緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（北海道など）についてはさらに追加で条件が緩和されます。

上記以外にもこの影響に対する対策として環境整備に取り組む中小企業主に対して、

時間外労働等改善助成金

（テレワーク特例コース、職場意識改善特例コース）などもあります。

助成金の内容やお手続き等に関して、お気軽にご相談ください。

（文責： 田中 匡哲）